

阿賀町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成29年2月
阿賀町

目次

第 1 章 実行計画策定の背景	- 2 -
1-1 地球温暖化問題や国内対策の動向	- 2 -
1-2 阿賀町の上位理念について	- 3 -
第 2 章 基本的事項	- 5 -
2-1 実行計画の目的	- 5 -
2-2 実行計画の範囲	- 6 -
2-3 対象とする温室効果ガスの種類	- 6 -
2-4 実行計画の期間	- 6 -
2-5 基準年度の設定	- 6 -
2-6 上位計画や関連計画との位置づけ	- 7 -
第 3 章 温室効果ガスの排出量の把握	- 8 -
3-1 CO ₂ 排出量の現状推計	- 8 -
3-2 CO ₂ 排出量の他の市町村との比較	- 10 -
3-3 CO ₂ 排出量の将来推計の考え方と推計結果	- 11 -
第 4 章 目標と取組項目	- 12 -
4-1 数量的な目標	- 12 -
4-2 目標達成に向けた取組の基本方針	- 12 -
4-3 各取組の基本方針における実施項目	- 12 -
4-4 取組実施による CO ₂ 排出量の将来推計	- 16 -
第 5 章 計画の推進	- 18 -
5-1 推進体制	- 18 -
5-2 PDCA サイクルの手順	- 19 -

添付資料：対象施設一覧

第1章 実行計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題や国内対策の動向

昨今問題となっている地球温暖化は、温室効果ガスの増加が原因と考えられています。温室効果ガスとは、地球の表面を取り巻く大気に含まれており、熱を保持する働きがあるため、温室効果ガスの増加は地球の気温上昇につながります。地球の温暖化は、平均気温の上昇、暴風、台風などの現象を引き起こしたり、農作物や生態系に影響を及ぼしたりしていると考えられており、世界の国々で深刻な問題として捉えられています。

このような背景を受け、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」の下に地球温暖化への対策が進められています。近年の動向としては、2015（平成27）年7月に、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減すること及びそのための対策や施策を定めた「日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）」（以下「日本の約束草案」という。）が決定されました。また、同年12月に採択された世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指す国際条約「パリ協定」を受け、日本政府は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として温対法第8条1項に定められた「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策が打ち出されており、民生分野における「業務その他部門」においては、「日本の約束草案」に掲げた2030年度目標の達成に向け、排出量を約4割削減する必要があると明記されています。さらに地球温暖化対策計画は、日本全体の長期的な目標として2050年までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で80%削減する目標を掲げました。

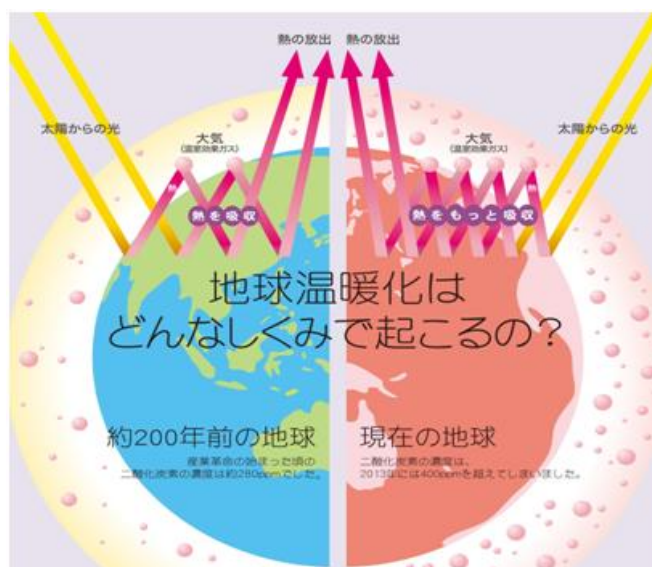


図1 温暖化の仕組み

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)HPより

＜近年の地球温暖化問題をめぐる動向＞

2015（平成27）年 7月	日本の約束草案（日本）	2030年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを目指す
2015（平成27）年 12月	パリ協定（国際条約）採択	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすと大量のCO₂を排出する化石燃料から、CO₂をほとんど排出しない自然エネルギーに転換することにより、エネルギー利用による世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指す ・2005（平成17）年に発効した京都議定書に続く温暖化対策の国際合意で、先進国に加え、途上国が温暖化ガス排出抑制に取り組む枠組みは初めてとなる
2016（平成28）年 5月	地球温暖化対策計画（日本）	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務その他部門」は2030年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で4割削減することを目指す ・2050年までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で80%削減することを目指す
2016（平成28）年 11月	パリ協定（国際条約）発効	・2015（平成27）年12月に採択されたパリ協定が発効されたことにより、世界が一丸となって地球温暖化対策に取り組むこととなった

1-2 阿賀町の上位理念について

阿賀町は新潟県東部に位置し、町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた中山間地域で、北に大きく飯豊連峰が広がり、南には越後山脈が南北に走っており、山岳地帯に囲まれています。町の人口は11,793人、面積は952.89km²（2016（平成28）年11月末現在）で、新潟県面積の約7.6%を占めています。

阿賀町ではこの広い土地と豊かな自然を生かしたまちづくりに取り組んできました。まちづくりには、町民・行政・事業者が「目指すべき町の将来像」を共有することが大切と考え、2005（平成17）年に「第1次阿賀町総合計画」を策定し、まちづくりの基本理念を「豊かな自然・かがやく文化・みんなで築く安心のまち」と決めました。この基本理念を承継

しながら、2015（平成27）年にはこれからのまちづくりの指標として「第2次阿賀町総合計画」が策定されました。また、「第2次阿賀町総合計画」を実現するための具体的戦略を定めた「阿賀町総合戦略」には、戦略の基本方針を「「阿賀悠久の森」地球と人にやさしいまち」と定めています。

阿賀町では、これらの基本理念や基本方針の下、自然を生かしたまちづくりを進めるうえで地球温暖化を食い止めるべくその対策に取り組むことは必須であると捉えています。

「阿賀町総合戦略」でも触れているとおり、阿賀町に広がる8万9千ヘクタールもの森林は、地球温暖化防止の一端を担っているといっても過言ではないと考えており、温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を計画的に検討・実施することを念頭に、第2章で述べる地球温暖化対策実行計画を定めます。

豊かな自然・かがやく文化・みんなで築く安心のまち

（阿賀町総合計画における基本理念）

「阿賀悠久の森」地球と人にやさしいまち

（阿賀町総合戦略の基本方針）

第2章 基本的事項

2-1 実行計画の目的

第1章1-1でも述べたとおり、我が国では温対法の下に地球温暖化への対策が進められており、温対法には、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれに、温室効果ガスの排出の抑制等に対する責務が定められています。地方公共団体については、第4条第2項において、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることが義務付けられており、さらに第21条1項において、都道府県及び市町村は、その措置に関する計画を国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられています。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）】（抜粋）

第4条第2項

地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第21条第1項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

阿賀町では第2次阿賀町総合戦略に定めるとおり、これまでも環境に配慮した活動として再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用推進、公共施設の省エネルギー化、森林資源の利用促進、地域資源を活かした企業家へのサポートなどに取り組んできました。こうした取組を温対法の趣旨や第1章で述べた国内外の動向を踏まえ温室効果ガスの排出量の抑制という地球環境保護の視点も織り込みながら進めることを目的として、「阿賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という）を策定し、温室効果ガス排出量の削減の目標値と目標達成のために町が取り組む施策を定めます。

実行計画は、環境省が定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（平成26年3月）」（以下「手引き」という）に基づき策定します。

2-2 実行計画の範囲

本計画の適用範囲は、阿賀町の本庁、支所内の全組織が行う全ての事務・事業とします。阿賀町の事務・事業は、以下 8 つの部局が執り行っており、実行計画はこれらの部局が管轄する町内の 389 施設（巻末の別紙一覧を参照）に適用されるものとします。

<阿賀町の部局>

1	総務課	2	町民生活課
3	健康福祉課	4	農林商工課
5	建設課	6	学校教育課
7	社会教育課	8	阿賀町消防本部

2-3 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第 2 条第 3 項に定められている温室効果ガスは 7 種類ありますが、実行計画ではこのうちの一つである二酸化炭素（CO₂）を削減の対象とします。CO₂ は、日本で排出される温室効果ガスの 90%以上を占めるとされていること、また阿賀町の活動から排出される温室効果ガスの大部分を占めると考えられることを踏まえ、実行計画では CO₂ を削減の対象とします。

2-4 実行計画の期間

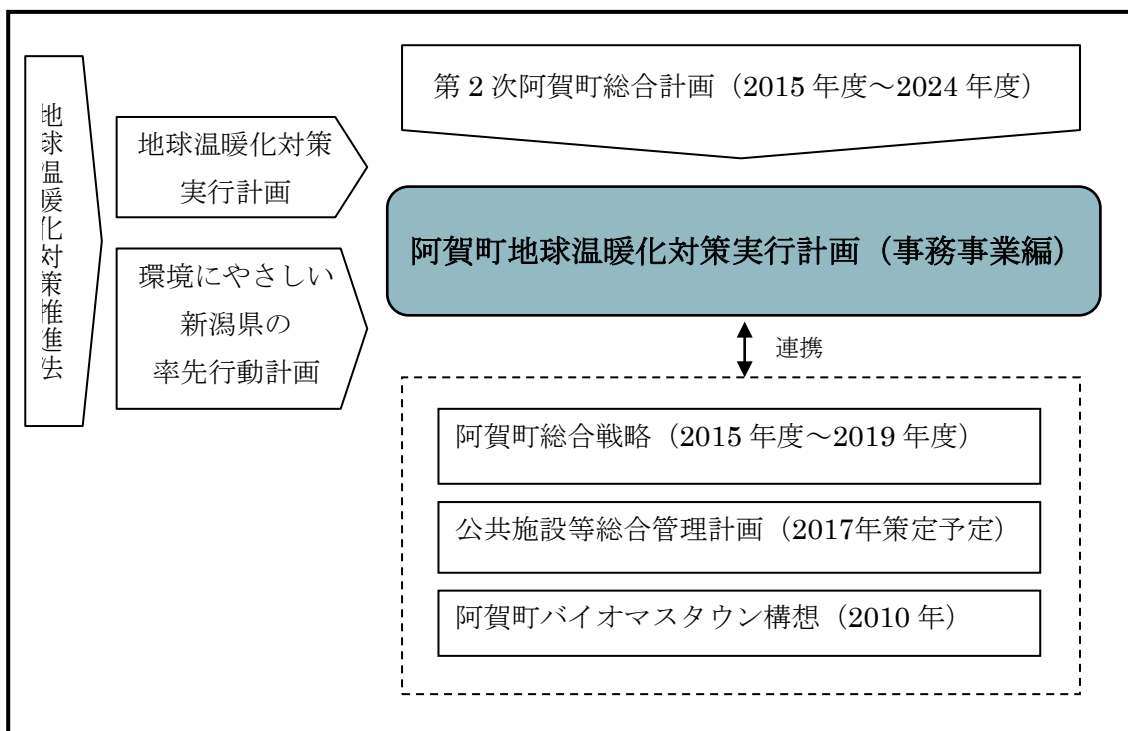
実行計画の期間は 2017 年から 2021 年までの 5 年間とします。手引きでは実行計画の期間は当該地方公共団体の総合計画等の上位計画や関連計画と整合を図りつつ、概ね 5 年程度が適当と定めています。阿賀町の最上位計画である「第 2 次阿賀町総合計画」の計画期間は、2015（平成 27）年から 2024 年までの 10 年間となっており、実行計画もまずはこの期間内の 5 年間としました。ただし、実行計画の期間は、国や県の地球温暖化問題を取り巻く政策や、目標の達成状況を踏まえ適宜見直すことがあります。

2-5 基準年度の設定

目標達成度合いをはかるための基準年度は 2015（平成 27）年度とします。2015（平成 27）年度は温室効果ガスの総排出量に係る実績として把握可能な直近の年度であり、かつ 8 ページの図 3.1 に示すように平時と比較して、大幅な増減がない年度であり、基準年度として適切と判断しました。

2-6 上位計画や関連計画との位置づけ

阿賀町では2015（平成27）年に「第2次阿賀町総合計画」とそれを補完する「阿賀町総合戦略」を策定してまちづくりに取り組んでいます。さらに、実行計画と同時期に策定を予定している「公共施設等総合管理計画」は、町内の公共施設の管理の見通しや将来的なあり方などを示す計画であり、町内の各施設におけるエネルギー使用量にも影響を及ぼす可能性が考えられます。これらをはじめとする阿賀町の各種の計画や施策とも連携して実行計画を実践していきます。実行計画の位置づけは以下のとおりです。



第3章 温室効果ガスの排出量の把握

3-1 CO₂ 排出量の現状推計

温室効果ガス総排出量算定ガイドライン（環境省地球環境局、H27年4月）に基づき阿賀町全町施設の2015（平成27）年度のCO₂排出量の推計を行った結果9,288tCO₂となりました。集計に用いた燃料毎の単位発熱量及びCO₂排出係数は以下のとおりです。

燃料種	単位発熱量	排出係数
電気	—	0.571 tCO ₂ /kWh ¹⁾
A重油	39.1 GJ/KL	2.71 tCO ₂ /KL
LPG	50.8 t/GJ ²⁾	3.00 tCO ₂ /t
灯油	36.7 GJ/KL	2.49tCO ₂ /L
ペレット	—	0

¹⁾ 2014（平成26）年度東北電力の排出係数（環境省 2016（平成28）年7月12日報道発表資料）

²⁾ LPG 産気率：0.502 m³/kg

出典：温室効果ガス総排出量算定ガイドライン（環境省地球環境局、H27年4月）

CO₂排出量の推移を図3.1に示します。阿賀町の人口は過疎化の影響により2009（平成21）年度から2015（平成27）年度にかけ14,275人から12,320人と概ね14%減少している一方、CO₂排出量は東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の影響によるものと思われる2011（平成21）年度を除き概ね一様で推移しています。このことは、町内施設のCO₂排出量の増減は人口の増減の影響を受けにくいことを示しています。

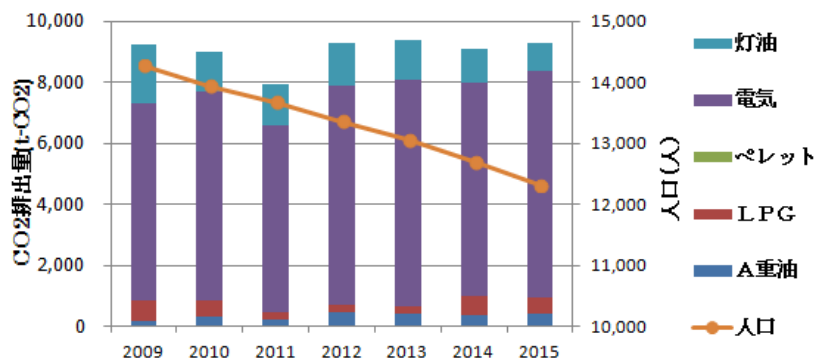


図 3.1 2009（平成21）年度以降における阿賀町施設のCO₂排出量及び人口の推移

町内施設の CO2 排出量の大部分は施設内の電力使用によるものであり、2015（平成 27）年度においては図 3.2 に示すとおり全体の 80.0%を占めています。

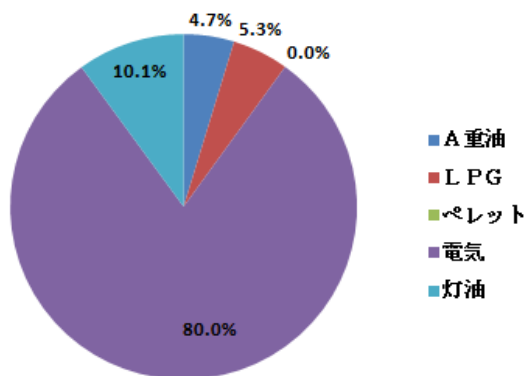


図 3.2 2015（平成 27）年度の阿賀町施設の燃料種別 CO2 排出量の割合
（合計 CO2 排出量：9,288tCO2）

また、阿賀町の各施設を管轄している各課の CO2 排出量の割合は、図 3.3 に示すとおりです。

2009（平成 21）年度から 2015（平成 27）年度までの傾向としては、農林商工課、建設課、町民生活課の CO2 排出量の割合が多くなっています。これは、農林商工課が管轄する物産館、宿泊施設の稼働や、建設課が管轄する上水処理施設、町民生活課が管轄する廃棄物処理施設の活動において CO2 排出量が多くなっていること等に起因しています。

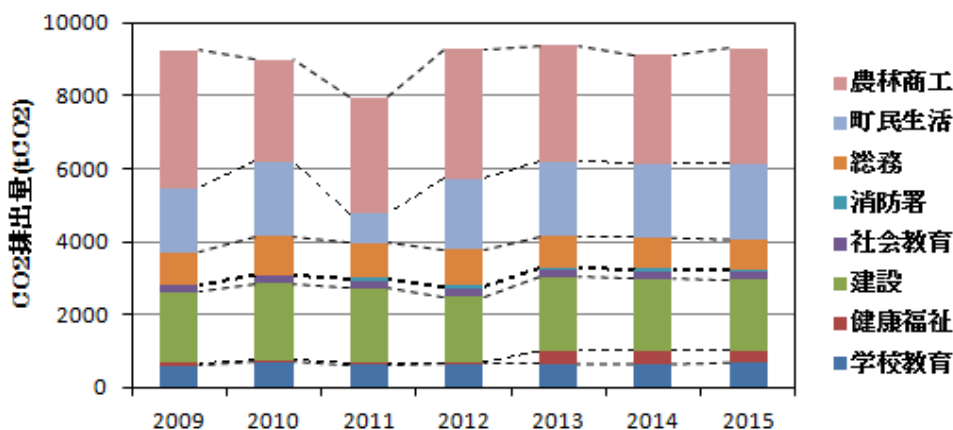


図 3.3 阿賀町施設の各課の CO2 排出量の割合

3-2 CO2 排出量の他の市町村との比較

図 3.4 に新潟県内の市町村の年間 CO2 排出量（2013（平成 25）年度温対法報告値（ただし、政令市である新潟市を除く））と人口との関係を示します。これらに示されるように阿賀町における人口あたりの町施設 CO2 排出量は対象とした新潟県内の温対法報告市町村の中で一番高くなっています。

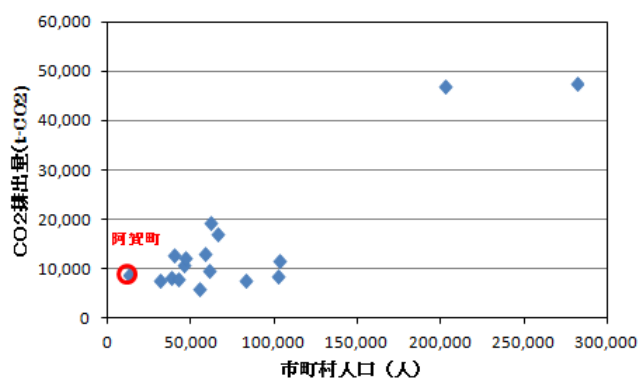


図 3.4 新潟県内の市町村施設の CO2 排出量（2013（平成 25）年度温対法報告値（新潟市を除く））と人口との関係 ※人口は 2015（平成 27）年度統計局データを使用

さらに、図 3.5 に全国の町村施設の CO2 排出量（2013（平成 25）年度温対法報告値）と各町村の人口の関係を示します。全体的には人口が少ない町村において、CO2 排出原単位（CO2 排出量÷人口）の値が高くなる傾向にあります。

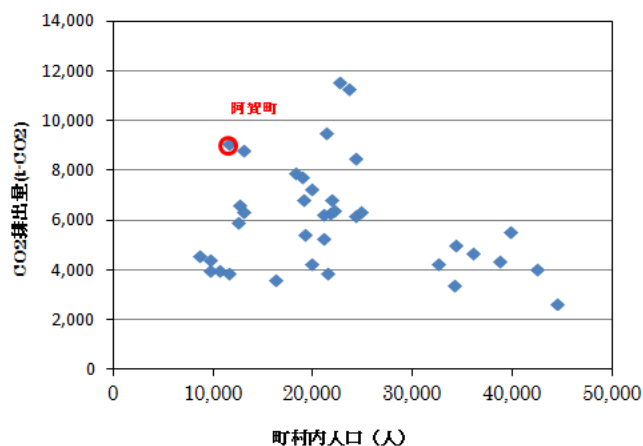
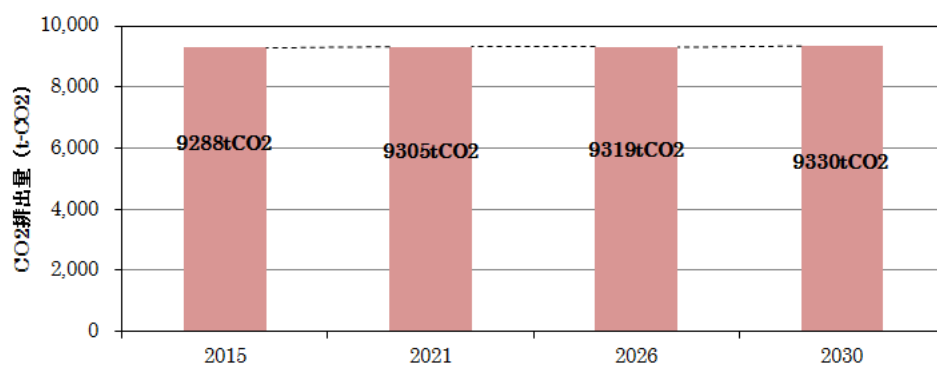


図 3.5 全国市町村施設の CO2 排出量（2013（平成 25）年温対法報告値）と人口との関係 ※人口は 2015（平成 27）年度統計局データを使用

3-3 CO₂ 排出量の将来推計の考え方と推計結果

一般的に、CO₂ 排出量の増減は、人口の増減に比例すると考えられますが、前述のとおり阿賀町においては各年度の町施設 CO₂ 排出量と町人口との間の相関が低いいため、2030 年度までの CO₂ 排出量は、有効な CO₂ 削減対策を講じない場合、予測される人口の減少に係らずほぼ一定で推移するものと思われます。従って 2012（平成 24）年度から 2015（平成 27）年度までの CO₂ 排出量の変化（9,079tCO₂～9,288tCO₂）をもとに、年間 CO₂ 排出量の増加率（0.03%）を割り出し、2030 年度までの CO₂ 排出量を計算しました。その結果、図 3.6 に示すとおり 2030 年度の CO₂ 排出量は 9,330t CO₂ となりました。

図 3.6 2030 年度までの阿賀町施設の CO₂ 排出量予測結果

第4章 目標と取組項目

4-1 数量的な目標

実行計画は我が国における地球温暖化対策計画に即した計画であることが求められます。地球温暖化対策計画では、民生部門における「業務その他部門」においては、「日本の約束草案」に掲げた 2030 年度目標の達成に向け、排出量を約 4 割削減する必要があると明記されています。

そこで、阿賀町の実行計画における CO2 排出削減目標値についても、我が国の目標値と比べても遜色ないものを定めるべきと考え、まずは 2030 年度を目標年度として定め、2015（平成 27）年度比で 40%削減することを目指します。

4-2 目標達成に向けた取組の基本方針

CO2 排出削減目標値にアプローチするための削減施策は、あらゆる分野における取組のなかから、どのような取組が効果的かつ実施可能であるかを検討して決定する必要があります。阿賀町では以下の取組を基本として、具体的な削減施策を決定します。

- ① 設備・機器の更新・運用改善等に関する取組
- ② 未利用エネルギー（太陽光、木質バイオマス等）の有効活用
- ③ 事務事業の高効率化・集約化、及び町施設間一体省エネルギー事業の展開
- ④ その他の取組

4-3 各取組の基本方針における実施項目

4-2 の目標達成に向けた取組の基本方針に基づき、以下の具体的な取組を検討し、効果的かつ実施可能な取組は早期に実施します。

① 設備・機器の更新・運用改善等に関する取組

(1) 設備・機器の高効率化

町施設の空調設備、照明設備等を対象として、以下の内容の設備更新を実施することを検討し、CO2 排出量の削減を目指します。

- 空調熱源の高効率化、燃料転換

- 照明設備のLED化
- その他、給湯設備熱源の高効率化等

なお、上記対策による町施設のCO2削減ポテンシャルを把握するため、町全体施設に占めるCO2排出量の割合等の要件を勘案して、以下に示す8施設を代表施設として抽出し、CO2削減ポテンシャルの診断（以下「ポテンシャル診断」という）を実施しました。その結果、町施設のなかには、設備更新により最大で施設全体のCO2排出量が約25%削減されるものもあり、設備機器の高効率化の施策はCO2排出量削減に大きく寄与することを確認しました。

＜ポテンシャル診断対象施設及び各施設のCO2削減ポテンシャル＞

施設分類	対象施設名	設備種	提案対策	更新前CO2トン (全体)	削減CO2トン	CO2削減率
庁舎関連	阿賀町役場本庁舎 全体削減率 5.5%	空調	高効率冷温水発生機への更新 高効率GHPへの更新	307	17	5.5%
	鹿瀬支所 全体削減率 5.9%	空調	高効率冷温水発生機への更新	157	4.4	2.8%
		照明	LED照明への更新	157	4.8	3.1%
学校・教育施設	上条保育園 全体削減率 14.3%	空調	高効率PACへの更新(電気式)	26	2.2	8.5%
	照明	LED照明への更新	26	1.5	5.8%	
病院・福祉施設	三川保健センター 全体削減率 11.3%	空調	高効率PACへの更新(電気式)	52	5.0	9.6%
		照明	LED照明への更新	52	0.9	1.7%
	鹿瀬診療所 全体削減率 24.6%	空調	高効率PACへの更新(電気式) (GHP⇒EHP)	55	10.5	19.1%
		照明	LED照明への更新	55	3.0	5.5%
	きりん荘 全体削減率 2.7%	照明	LED照明への更新	277	7.5	2.7%
宿泊施設	みかぐら荘 全体削減率 3.8%	照明	LED照明への更新	358	2.8	0.8%
	給湯	高効率ボイラー(排熱再利用型)	358	10.8	3.0%	
外食施設	津川給食センター 全体削減率 17.5%	照明	LED照明への更新	46	0.6	1.3%
	給湯	高効率ボイラー(排熱再利用型)	46	7.5	16.3%	

(2) 設備・機器の運用改善等（設備の一部改修、チューニング含む）

以下に記載した設備・機器の運用改善等に関する対策の実施を町職員に呼び掛け、積極的に展開します。

<設備・機器の運用改善等による実施対策項目>

項目	取組内容
一般	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運用ルールの策定 ■ 機器の定期的な保守・メンテナンス (照明器具の清掃、空調フィルタの交換等)
空調	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空調設定温度・湿度の適正化 ■ 使用されていない部屋の空調停止 ■ 熱源の設置場所の見直し ■ 外気取入れ量の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要箇所の換気中止 ・ 空調起動時の外気導入量制御 ・ 換気設備の間欠運転 ■ 中間期における窓の開放その他の外気冷房の実施 ■ 全熱交換機の適用 ■ 燃焼装置の空気比の適正管理 ■ 熱源の蒸気圧力の適正化 ■ 熱源の冷温水設定温度の見直し ■ 季節により冷凍機の冷水温度の管理 ■ ポンプ、ファンの搬送動力の省エネ (台数調整、インバーター制御等) ■ ガラスの日射照明の軽減（ブラインドの有効活用等） ■ 機械室の必要最小限での適正換気の実施 ■ サーキュレータの導入
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 冬季以外の給湯供給期間の短縮 ■ トイレに擬音装置の設置 ■ 節水コマ・シャワーヘッドによる節水
照明・コンセント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯 ■ 照明スイッチ回路の細分化及び適時消灯 ■ パソコン待機電力及びモニタ画面の省電力化 ■ OA 機器のスリープ状態の活用 ■ サーバーの排出熱対策

参考：環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（平成 26 年 3 月）」

（財）省エネルギーセンター「2017 ビル省エネ手帳」

② 未利用エネルギー（太陽光、バイオマス等）の有効活用

(1) 町内の木質バイオマス資源の活用

阿賀町では 2010（平成 22）年に「阿賀町バイオマスタウン構想」を策定しています。阿賀町バイオマスタウン構想では、阿賀町総合計画の基本理念のもと、バイオマスを活用して阿賀町の恵まれた自然を守り、自然を活かし、地場資源を最大限に活用した地域性あふれるまちづくりを進めていくことが構想されており、年間のペレット製造量も 1,000t を目標に取り組んでいます。そこで、町内の間伐材等の木質バイオマス資源を施設の状況等を反映した上で、可能な限り公共施設の冷暖房等の熱源に活用することで、カーボンニュートラルによる CO2 削減を図ることを検討します。

(2) マイクログリッド等を活用した未利用エネルギーの面的、効率的利用

太陽光発電、風力発電、地中熱（湧水等）等の未利用エネルギーを活用する設備を阿賀町施設で積極的に導入することを検討します。さらに、各エネルギー供給設備をネットワークでつなぎ、エネルギーを融通しあい最適利用を図るシステム（マイクログリッド等）を活用することで、これらの設備から得られる電気、熱エネルギーを町施設間で面的・効率的に共有利用することを検討します。

③ 事務事業の高効率化・集約化及び町施設間一体省エネルギー事業の展開

複数の施設をエネルギー効率の高い一施設に統合して町の事務事業の集約を図ったり、公共施設等総合管理計画を推し進めるとともに、施設間一体省エネルギー事業を展開することを検討し、施設利用に伴う CO2 排出量の削減を目指します。

④ その他の取組

(1) 廃棄物処理施設の高効率化

現在の廃棄物処理における浸出水処理手法を下水放流に切り替えること等により、廃棄物処理に係るエネルギーを削減することを検討し、廃棄物処理施設の高効率化を目指します。

(2) 特定規模電気事業者（PPS）の選択

電力購入先を新潟県内に供給可能な特定規模電気事業者（PPS）からの低炭素電力への切り替えを検討することにより、電力使用に伴う CO2 排出量の削減を目指します。

(3) カーボンオフセットの活用

これまで阿賀町が実施してきた削減プロジェクトや吸収プロジェクトにおける認証クレジット量を可能な限り活用してオフセットすることを検討し、CO2 排出量の削減

を目指します。

4-4 取組実施による CO2 排出量の将来推計

図 4.1 は、2030 年度に向け、4-3 の取組を実施しなかった場合の町施設の CO2 排出量及び CO2 排出削減目標値である 2015（平成 27）年度比 40%削減に向け、2030 年度まで取組を実施した場合の町施設の CO2 排出量を比較したものです。

第 3 章 3-4 で前述したとおり取組を実施しない場合、阿賀町施設の CO2 排出量は予測される人口の減少とは関係なく現状の排出量のままほぼ一定で推移すると予想されます。

一方で、4-3 で示した各取組による CO2 削減率を推計し集計した結果、下の表に示すとおり 2030 年度には 2015（平成 27）年度比で 47.6%に相当する削減量となることを確認しました。以上のことから、阿賀町では 4-3 の各取組を段階的に実施していくことにより、CO2 排出削減目標値の達成を目指します。

＜各取組による阿賀町施設の CO2 削減率推計結果＞

No	区分	対策項目	想定CO2削減量 (t-CO2)	阿賀町施設全体における CO2削減率	区分合計 CO2削減率
1	①	設備・機器の高効率化	1042	11.2%	15.3%
2		設備・機器の運用改善等	379	4.1%	
3	②	町内の木質バイオマス資源の有効活用	502	5.4%	7.6%
4		マイクログリッド等を活用した未利用エネルギーの面的、効率的利用	205	2.2%	
5	③	事務事業の高効率化・集約化及び町施設間一体省エネルギー事業の展開	992	10.7%	10.7%
6	④	廃棄物処理施設の高効率化	313	3.4%	14.0%
7		特定規模電気事業者（PPS）の選択	488	5.3%	
8		カーボンオフセットの活用	500	5.4%	
合計値			4,421	47.6%	47.6%

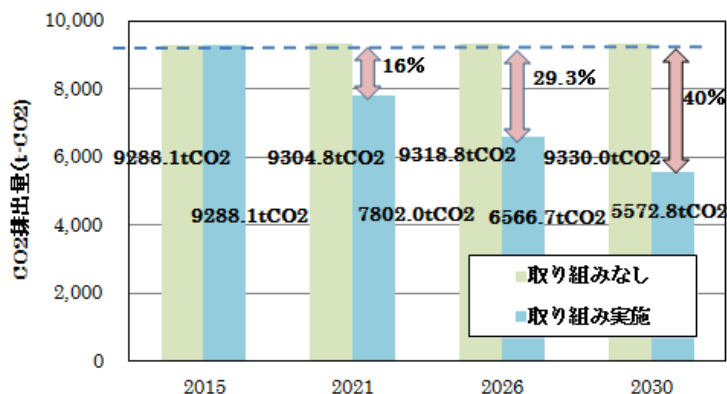


図 4.1 阿賀町施設の温暖化対策の取組を実施しなかった場合と実施した場合の CO2 排出量の比較

第5章 計画の推進

5-1 推進体制

実行計画策定以後は、計画の実施状況や CO2 排出量のその後の推移等を年に 1 度公表することになります。CO2 排出削減目標値に達するためには、現状趨勢のままでは難しく、図 5.1 に示すような ISO50001 や ISO14001 等を参考にした阿賀町独自の町長を筆頭とした部門横断的なカーボン・マネジメント体制の構築が必要となります。カーボン・マネジメント体制の構築により、実行計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを推進し、CO2 排出削減目標値の達成を目指すこととします。

また、カーボン・マネジメント体制強化の一環として、構成要員となる町職員の行動規範も含めた「職員カーボン・マネジメント行動マニュアル」を策定し、阿賀町の全職員は CO2 排出削減目標値の達成に向けて、低炭素な行動を計画し、積極的に実行に移し、計画通り実行できているかを自ら点検し、改善につなげていくものとします。

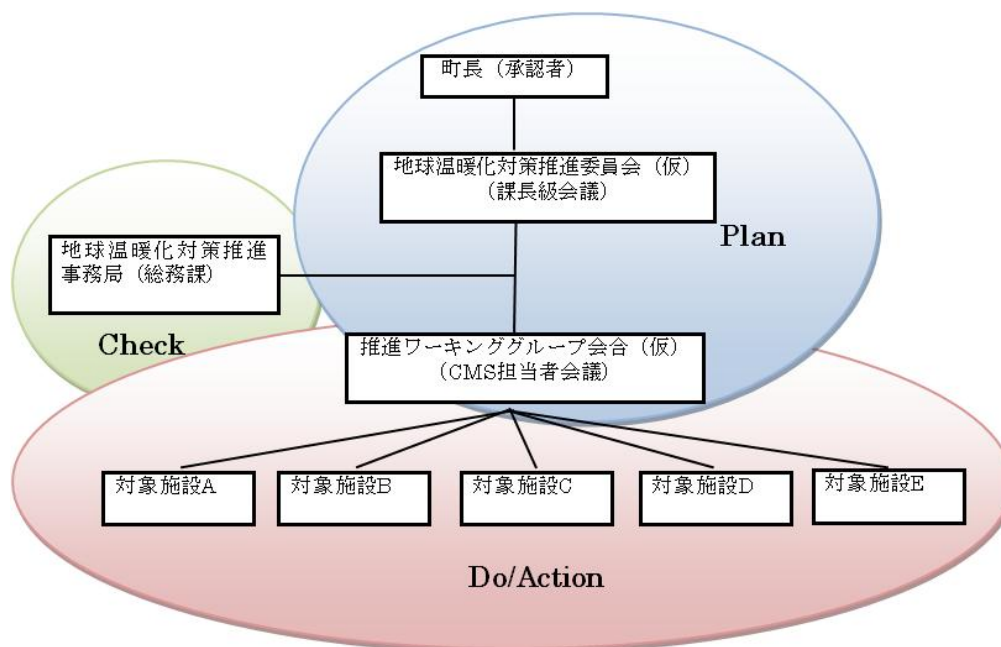


図 5.1 阿賀町におけるカーボン・マネジメント体制

5-2 PDCA サイクルの手順

実行計画の実効性を高めるための強固な体制作りとして、PDCA サイクルを回す運営体制を整えます。PDCA サイクルを回す手順の概略を図 5.2 に示します。詳細については、別途「職員カーボン・マネジメント行動マニュアル」を参照ください。

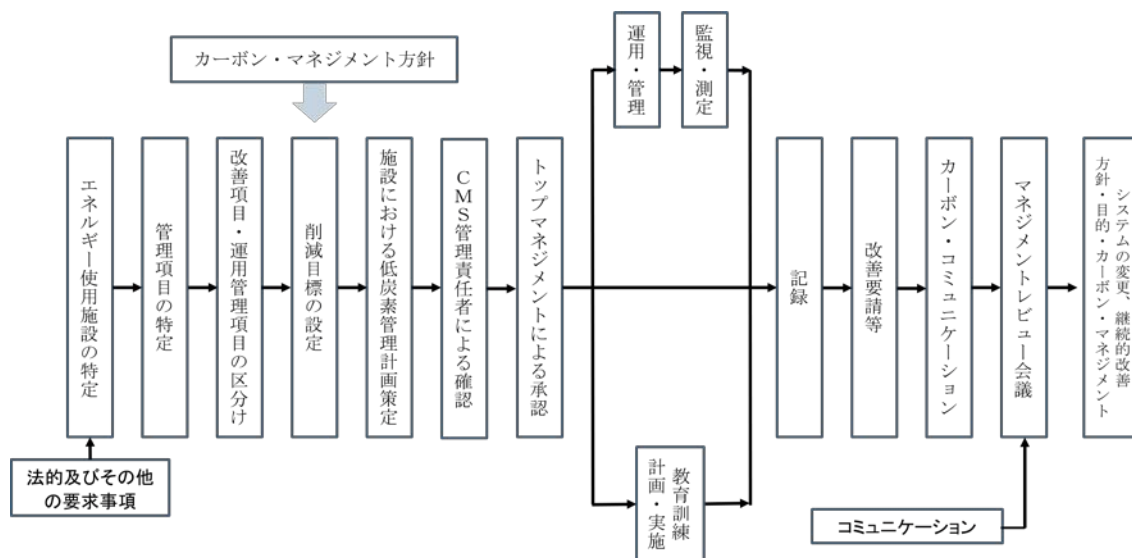


図 5.2 PDCA フロー図

Plan :

1. 温対法に基づく算定・報告・公表制度における報告並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく定期報告の届出対象となるエネルギー使用施設を特定します。
2. カーボン・マネジメント・システム（CMS）に係る法的及びその他の要求事項として、温対法、省エネ法並びに「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」（平成 26 年 10 月 新潟県）における要求事項を特定します。
3. 上記 1.及び 2.の特定を受けて、CO2 削減ポテンシャル診断、有識者の意見を収集し、阿賀町全体のエネルギー使用施設にかかる運用改善項目、削減目標を設定し、施設における低炭素管理計画を策定します。

Do :

1. カーボン・マネジメント体制における責任者又は担当者の役割・責任及び権限を明確にし、CMS を効果的に実施するために、教育訓練を実施するものとします。
2. 温対法、省エネ法及びその他の要求事項、CMS に関する各種情報等は、各種会議やイントラネット等を通じてコミュニケーションを行うものとします。

3. 町職員は施設における CO2 排出量の削減に向けて、以下のような取組を推進します。

- ・施設・設備の更新
- ・照明設備の管理
- ・空調の管理
- ・省エネへの取組（OA機器の省エネを意識した使用）
- ・省エネ性の高い製品の購入
- ・節水によるポンプ類の運転軽減
- ・公用車のエコドライブ推進

Check :

1. 低炭素管理計画の実施状況を把握し、達成度を評価します。改善等が必要な場合には、問題の大きさ及び生じた環境影響に応じて対策を講じます。
2. 低炭素管理計画の実施状況等は、カーボン・マネジメント体制におけるコミュニケーションを通じて町職員に周知し、低炭素行動のさらなる推進につなげます。

Action :

トップマネジメントは、CMS が継続して適切、妥当かつ有効に運営されているか、以下の観点でマネジメントレビュー（地球温暖化対策推進委員会）を実施します。

- ・カーボン・マネジメント方針の改訂の必要性の判断
- ・維持管理項目における基準等の再設定の必要性の判断
- ・重要なエネルギー使用施設の見直しの必要性の判断
- ・目標の達成状況